

犬、猫等の譲渡実施要綱

制 定 平成 23 年 5 月 30 日 健動第 147 号

改 正 平成 31 年 2 月 18 日 健動第 2027 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市動物愛護センター（以下「センター」という。）における犬、猫等の動物の譲渡を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

(譲渡対象動物)

第 2 条 譲渡の対象となる動物は、次の各号に掲げる動物としてセンターに引き取られ又は収容されたもののうち、横浜市動物愛護センター長（以下「センター長」という。）が別表 1 で定める基準を満たし譲渡可能と認めた動物（以下「譲渡対象動物」という。）をいう。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下この項において「法」という。）

第 35 条第 1 項本文の規定により引き取った犬又は猫

(2) 法第 35 条第 3 項の規定により引き取った犬又は猫で、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項の規定により公告しても飼い主が引き取らないもの

(3) 法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬、猫等の動物で、条例第 16 条第 2 項の規定により公告しても飼い主が引き取らないもの

(4) 条例第 14 条第 1 項の規定により収容した野犬等で、同条第 4 項の規定により公告しても飼い主が引き取らないもの

(譲渡の種類等)

第 3 条 譲渡の種類は、次のとおりとする。

(1) 飼育者である個人への譲渡（以下「個人譲渡」という。）

(2) センターから譲渡を受けた動物を、個人の飼育希望者へ譲渡する非営利の団体（個人活動者を含む。以下「譲渡団体」という。）への譲渡

- (3) センターから譲渡を受けた動物を、身体障害者補助犬、災害救助犬等公益活動に従事する動物に育成する非営利の団体（以下「育成団体」という。）への譲渡
- (4) 公益社団法人横浜市獣医師会への譲渡（以下「獣医師会譲渡」という。）
- (5) 傷病動物等の救急処置等業務委託協力動物病院への譲渡

（個人譲渡対象者の承認）

第4条 個人譲渡を受けようとする者は、センター長が行う譲渡前講習（個人譲渡用）を受講する。

- 2 譲渡前講習を受講する際には、飼育環境調査票（様式1）を添えて申し込む。
- 3 譲渡前講習を修了した者について、センター長は面談により別表2で定める個人譲渡の基準を満たすことを確認し、個人譲渡対象者として承認する。
- 4 前項の承認の有効期間は、承認された日から1年とする。

（譲渡団体及び育成団体の承認等）

第5条 譲渡を受けようとする譲渡団体及び育成団体は、センター長が行う譲渡前講習（譲渡団体及び育成団体用）を受講する。ただし、十分な育成実績が確認できる育成団体で、センター長が譲渡前講習を不要と認めた場合は、これを免除できるものとする。

- 2 前項の譲渡前講習を修了した譲渡団体及び育成団体について、センター長は面談により別表3で定める譲渡団体又は育成団体の基準を満たすことを確認し、譲渡団体又は育成団体として承認する。
- 3 前項の承認を受けた譲渡団体及び育成団体は、登録申請書（様式2）に別表4で定める書類を添えて提出する。
- 4 センター長は前項の申請を行った譲渡団体及び育成団体に対して、速やかに登録通知書（様式3）を交付する。
- 5 前項の登録を受けた譲渡団体及び育成団体（以下「登録団体」という。）は、登録の申請事項に変更があった場合は、登録事項変更届出書（様式4）により速やかにセンター長に届け出る。
- 6 登録団体は、毎年4月末までに、前年度分の活動実績報告書（様式5）及び譲渡動物一時飼育報告書（様式6）をセンター長に提出する。
- 7 登録団体が、不正な行為を行う等ふさわしくないと認められる場合又は別表3で定める基準を満たさなくなった場合、センター長はその事実の確認を行った上で、当該登録を抹消する。

- 8 センター長は、前項の登録の抹消を行う場合、当該団体に対して、あらかじめ弁明の機会を与えるものとする。
- 9 センター長は、前項の登録の抹消を行った場合、速やかに当該団体に通知する。
- 10 登録団体は、登録を廃止する場合、登録廃止の日から 30 日以内に登録廃止届出書（様式 7）により、センター長に届け出る。
- 11 第 5 条第 2 項の承認の有効期間は、承認された日から 5 年間とする。承認の更新を希望する登録団体は、有効期間の満了日までに、登録更新申請書（様式 8）に別表 4 で定める書類を添えて提出する。
- 12 前項の更新を行う場合においては、第 5 条第 2 項及び第 4 項の規定を準用し、第 2 項のセンター長による面談は、省略できるものとする。

（個人譲渡承認者への譲渡）

- 第 6 条 センター長は、第 4 条第 3 項の承認を受けた個人譲渡対象者（以下「個人譲渡承認者」という。）に対して、譲渡対象動物を紹介する。
- 2 その際、センター職員は個人譲渡承認者に対して、譲渡動物説明カード（様式 9）を活用し個々の譲渡対象動物の特性等を説明し、当該動物との相性等を考慮し適正に飼育できることを確認する。
 - 3 個人譲渡承認者は、犬・ねこ等譲渡申込書（横浜市動物愛護センター条例施行規則（平成 23 年 3 月横浜市規則第 12 号）第 1 号様式）に別表 5 で定める書類を添えて、センター長に譲渡を申し込む。
 - 4 センター長は申込書を審査し、譲渡を決定するとともに、譲渡時講習を実施する。
 - 5 センター長は動物を譲渡した者に対し、譲渡後の近況報告を求めることとする。

（登録団体への譲渡等）

- 第 7 条 センター長は、登録団体に対して、譲渡対象動物を選択させるものとする。
- 2 その際、センター職員は登録団体に対して、譲渡動物説明カード（様式 9）を活用し個々の譲渡対象動物の特性等を説明し、登録団体の特性等を考慮し適正に飼育できることを確認する。
 - 3 登録団体は、犬・ねこ等譲渡申込書（横浜市動物愛護センター条例施行規則（平成 23 年 3 月横浜市規則第 12 号）第 1 号様式）に別表 5 で定める書類を添えて、センター長に譲渡を申し込む。

4 登録団体は、譲渡を受けた動物を新しい飼い主に譲渡又は貸与したとき、あるいは動物が死亡したときは、その日から14日以内に譲渡等報告書（様式10）をセンター長に提出する。提出時に未実施の項目については、実施後速やかにその旨をセンター長に報告すること。

（登録団体が行う営利を目的とした活動の制限）

第8条 登録団体は、譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした活動（以下「営利活動」という。）を行わないこと。

ただし、登録団体が、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第2項第4号で規定する第一種動物取扱業のうち「保管」、「展示」、「訓練」を行う場合で、次の要件を満たす場合はこの限りではない。

- (1) センターの譲渡事業の趣旨を十分に理解し、その活動が事業の推進に繋がるものであること。
- (2) これまでにセンターから継続的な譲渡実績があること。
- (3) 営利活動を行う施設の他にも当該動物の飼育施設を有していること。
- (4) その他センター長が必要と認める要件

2 前項ただし書きによる営利活動を行う場合は、事前にセンター長にその旨を届け出ること。

（獣医師会への譲渡等）

第9条 獣医師会譲渡は、横浜市と公益社団法人横浜市獣医師会による犬、猫等の譲渡に関する協定書に基づき行うものとする。

（傷病動物等の救急処置等業務委託協力動物病院への譲渡等）

第10条 傷病動物等の救急処置等業務委託協力動物病院への譲渡は、傷病動物等の救急処置等業務委託仕様書に基づき行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、動物の譲渡に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日健動第 147 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

（畜犬センターにおける犬の譲渡要綱及びねこの譲渡推進事業要綱の廃止）

2 畜犬センターにおける犬の譲渡要綱（平成 2 年 11 月 30 日衛公第 642 号）及びねこの譲渡推進事業要綱（平成 20 年 4 月 8 日健食品第 2790 号）は廃止する。

附 則（平成 23 年 7 月 20 日健動第 358 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日健動第 1981 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日健動第 33 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日健動第 2560 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 18 日健動第 2027 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 18 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に第 5 条第 11 項に規定する承認の有効期間は、改正前に承認された登録団体に適用することができる。なお、承認から 5 年を超える登録団体においては、承認の有効期間を平成 31 年 4 月 30 日までとする。

別表1（第2条関係）

譲渡対象動物の基準は次のとおりとする。

ただし、センター長が譲渡を受けようとする者の飼育条件等を審査し、適正に飼育できると認めるときは、この基準の一部を緩和することができる。

なお、選定にあたっては、必要に応じて観察のための期間を設けることができる。

- 1 離乳済みであるもの
- 2 視診、触診、血液検査等により特に異常を認めないもの
- 3 人や他の動物への攻撃性を認めないもの
- 4 人や社会等に適切に順応できると認めるもの

別表2（第4条第3項関係）

個人譲渡の基準は、次のとおりとする。

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守できること。
- 2 本市動物行政の推進に向けた施策や取組みを十分理解していること。
- 3 成人であること。
- 4 別添1で定める誓約書（個人譲渡用）を遵守すること。
- 5 動物を飼育することについて同居者全員の同意を得ていること。
- 6 猫は屋内で飼育すること。犬を屋外で飼育する場合は、鳴き声・臭気等周辺環境に配慮して飼育すること。
- 7 他の動物を飼育している場合は、動物の相性や頭数、飼育方法等を考慮した上で、適正飼育が可能であると面談等で確認できること。
- 8 万一継続して飼育できなくなった場合に備えて、代わって飼育することのできる親族、知人等を選定し、その者が飼育可能である旨の誓約書（様式任意）を提出できること。
- 9 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）を提示できること。
- 10 住所及び氏名を確認できる公の証明書を提示できること（住民票、運転免許証、健康保険証等）。
- 11 不妊手術又は去勢手術を行っていない犬及び猫については、当該手術を速やかに実施し、その旨をセンター長に報告すること。
- 12 マイクロチップを装着していない犬及び猫については、当該装着を速やかに実施し、その旨をセンター長に報告すること。
- 13 年齢や同居者の構成等を考慮した上で、動物を終生にわたり適正に飼育できると面談等で総合的に判断できること。
- 14 前各項のほか、動物の適正な飼育に関しセンター長が必要と認める要件

別表3（第5条第2項関係）

譲渡団体及び育成団体の基準は、次のとおりとする。

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守できること。
- 2 本市動物行政の推進に向けた施策や取組みを十分理解していること。
- 3 過去において譲渡実績又は認定された動物を育成した実績を有し、今後も継続的に譲渡又は育成を行うことのできる団体であること。
- 4 登録団体の代表者は成人であること。
- 5 代表者は、譲渡団体又は育成団体に係る責任者とする。ただし、譲渡団体の所在地が市外にある場合には、市内在住の成人会員から当該責任者を選出すること。
- 6 本市の譲渡等事業に協力できること。
- 7 登録団体が行う譲渡活動又は公益活動の趣旨及び内容は、センターが行う譲渡等事業の趣旨及び内容に反するものでないこと。
- 8 登録団体の会員（代表者及び市内在住の責任者を含む。）のうち、譲渡対象動物を一時的に飼育する者（一時飼育会員）は、第5条第1項に定める譲渡前講習又は登録団体が行う同等の内容の講習会を修了していること。
- 9 登録団体又は一時飼育会員が譲渡対象動物を一時的に飼育する場合にあっては、これを適正に飼育すること。
- 10 別添2で定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）を遵守すること。
- 11 登録団体が行う譲渡は、個人への譲渡しに限ること。ただし、育成団体による貸与はこの限りではない。また、譲渡の際には動物を適正に飼育するために必要な説明等を十分行い、動物を終生にわたり適正に飼育できると面談等で総合的に判断すること。
- 12 登録団体はセンターから譲渡を受けた動物について、譲渡を受けた日、個体を識別できる情報、不妊手術又は去勢手術を実施した日、新しい飼い主に譲渡又は貸与した日及び新しい飼い主に係る情報等を台帳等に記録し管理すること。
- 13 前各項のほか、動物の適正な飼育に関しセンター長が必要と認める要件

別表 4（第 5 条第 3 項及び第 11 項関係）

譲渡団体及び育成団体の登録等に係る添付書類（申請書以外）

（団体の登録）

- 1 別添 2 に定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）
- 2 団体の規約
- 3 代表者及び役員の住所及び氏名
- 4 活動実績
- 5 活動計画書（趣意書、譲渡基準等）
- 6 一時飼育会員を置く場合には、その者の住所、氏名及び電話番号等 ※譲渡団体に限る
- 7 一時的に飼育することができる頭数（団体及び一時飼育会員）
- 8 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）※提示のみ
- 9 代表者（代表者が市外在住の場合には市内在住の責任者）の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- 10 その他センター長が必要と認める書類

（個人活動者の登録）※譲渡団体に限る

- 1 別添 2 に定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）
- 2 活動実績
- 3 活動計画書（趣意書、譲渡基準等）
- 4 一時的に飼育することができる頭数
- 5 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）※提示のみ
- 6 万が一の場合に、親族、知人等が代わって飼育できる旨の誓約書（様式任意）
- 7 申請者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- 8 その他センター長が必要と認める書類

（団体の更新）

- 1 別添 2 に定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）
- 2 団体の規約
- 3 代表者及び役員の住所及び氏名
- 4 活動実績 ※センターからの譲渡実績があり、第 5 条第 6 項活動実績報告書提出により確認ができる場合省略可
- 5 活動計画書（趣意書、譲渡基準等）
- 6 一時飼育会員を置く場合には、その者の住所、氏名及び電話番号等 ※譲渡団体に限る
- 7 一時的に飼育することができる頭数（団体及び一時飼育会員）

- 8 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）※提示のみ、登録時より変更がなければ省略可
- 9 代表者（代表者が市外在住の場合には市内在住の責任者）の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ、登録時より変更がなければ省略可
- 10 その他センター長が必要と認める書類

（個人活動者の更新）※譲渡団体に限る

- 1 別添2に定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）
- 2 活動実績 ※センターからの譲渡実績があり、第5条第6項活動実績報告書提出により確認ができる場合省略可
- 3 活動計画書（趣意書、譲渡基準等）
- 4 一時的に飼育することができる頭数
- 5 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）※提示のみ、登録時より変更がなければ省略可
- 6 万が一の場合に、親族、知人等が代わって飼育できる旨の誓約書（様式任意）
- 7 申請者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ、登録時より変更がなければ省略可
- 8 その他センター長が必要と認める書類

別表5（第6条第3項及び第7条第3項関係）

譲渡に係る添付書類（申込書以外）

（個人譲渡）

- 1 別添1に定める誓約書（個人譲渡用）
- 2 飼育場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼育が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）※提示のみ
- 3 万が一の場合に、親族、知人等が代わって飼育できる旨の誓約書（様式任意）
- 4 申込者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- 5 犬の場合は、飼い犬の登録申請書（市内在住の場合）
- 6 その他センター長が必要と認める書類

（登録団体への譲渡）

- 1 別添2に定める誓約書（譲渡団体、育成団体用）
- 2 その他センター長が必要と認める書類

別添 1

(個人譲渡用)

横浜市動物愛護センター長

誓約書

私は、横浜市動物愛護センターから犬・猫・その他（ ）の譲渡を受けるにあたり、次の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

- 1 動物の習性、生理等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して動物を適正に飼育すること。
- 2 動物を終生にわたり飼育すること。
- 3 犬については、狂犬病予防法に基づき登録及び狂犬病予防注射を行い、犬鑑札及び注射済票の交付を受け、その旨を動物愛護センター長に報告すること。さらに、鑑札及び注射済票は犬に装着すること。
- 4 猫については、飼い主の連絡先を明記した迷子札等を装着すること。
- 5 猫は屋内で飼育すること。犬を屋外で飼育する場合は、鳴き声・臭気等周辺環境に配慮して飼育すること。
- 6 不妊手術又は去勢手術を行っていない犬及び猫については、当該手術を速やかに実施し、その旨を動物愛護センター長に報告すること。
- 7 マイクロチップを装着していない犬及び猫については、当該装着を速やかに実施し、その旨を動物愛護センター長に報告すること。
- 8 当センターからの求めに応じて、譲渡を受けた動物の近況報告を提出すること。
- 9 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 10 動物の飼育にあたっては、周辺的生活環境に配慮し近隣からの苦情がないようにすること。
- 11 譲渡を受けた動物に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその動物が問題を起こした場合でも、横浜市に対してその責任を一切問わないこと。また、その動物により損害を受けた場合又は与えた場合も、横浜市に賠償を請求しないこと。
- 12 その他「動物の愛護及び管理に関する法律」、「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」、「狂犬病予防法（犬の場合）」、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等を遵守すること。
- 13 動物の飼育状況を確認するための当センターが行う現地調査等に協力すること。
- 14 その他動物愛護センター長が指示する事項に従うこと。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

横浜市動物愛護センター長

誓約書

当団体及び一時飼育会員は、横浜市動物愛護センターの譲渡又は育成団体の登録及びセンターからの動物の譲り受けにあたって、次の事項を遵守し、センターが行う動物の愛護及び適正飼育の普及啓発等に協力することを誓約します。

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」、「狂犬病予防法（犬の場合）」、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」等の規定を遵守すること。
- 2 動物の習性、生理等を十分理解し、動物を適正に飼育すること。
- 3 犬については、狂犬病予防法に基づき登録及び狂犬病予防注射を行い、犬鑑札及び注射済票の交付を受け、その旨を動物愛護センター長に報告すること。さらに、鑑札及び注射済票は犬に装着すること。
- 4 猫については、連絡先を明記した迷子札等を装着すること。
- 5 猫は屋内で飼育すること。犬を屋外で飼育する場合は、鳴き声・臭気等周辺環境に配慮して飼育すること。
- 6 不妊手術または去勢手術を行っていない犬及び猫については、当該手術を速やかに実施し、その旨を動物愛護センター長に報告すること。
- 7 マイクロチップを装着していない犬及び猫については、当該装着を速やかに実施し、その旨を動物愛護センター長に報告すること。
- 8 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと（要綱第 8 条第 1 項ただし書きの場合を除く）。
- 9 動物の飼育にあたっては、周辺的生活環境に配慮し近隣からの苦情がないようにすること。
- 10 譲渡を受けた動物に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその動物が問題を起こした場合でも、横浜市に対してその責任を一切問わないこと。また、その動物により損害を受けた場合又は与えた場合も、横浜市に賠償を請求しないこと。
- 11 動物の飼育状況を確認するための当センターが行う現地調査等に協力すること。
- 12 譲渡団体又は育成団体に登録されたという事実を、会及び会員の利益、権利として利用しないこと。
- 13 団体の登録を抹消された場合、そのことについて不服を申し立てないこと。
- 14 その他動物愛護センター長の指示に従うこと。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

飼育環境調査票

年 月 日

※この情報は、横浜市動物愛護センターにおける動物の譲渡以外の目的には使用しません。
 また、この調査票は譲渡の際の参考とするものであり、以下の記載内容で譲渡の可否を判断することはありません。

ふりがな	
氏名	
住所	〒
自宅電話番号	
携帯電話番号	

①飼育環境等について

1. 同居の方の構成 (ご本人を含め、続柄と年齢をお書きください。)	
2. 同居の方全員が動物を飼うことに賛成していますか。	はい ・ いいえ
3. 主に動物の世話をする人は誰ですか。	
4. 動物アレルギーの有無	あり ・ なし ・ 不明 →「あり」の場合具体的に ()
5. 住居形態	一戸建て (持ち家 ・ 賃貸)
	集合住宅 (分譲 ・ 賃貸)
	→「賃貸」または「集合住宅」の場合 飼育可能(規約等 あり・なし) ・ 飼育不可
6. 動物の飼育経験	あり ・ なし →「あり」の場合 種類 () 飼育年数 () 年 飼育形態 (屋内 ・ 屋外) (その他 ())

7. 現在飼育している動物	あり ・ なし →「あり」の場合 () 頭
	種類 () 年齢 () 歳 不妊去勢手術 (済 ・ 未)
	種類 () 年齢 () 歳 不妊去勢手術 (済 ・ 未)
	種類 () 年齢 () 歳 不妊去勢手術 (済 ・ 未)
8. 人が留守にし、動物だけになる時間	1日のうち 平日 約 () 時間 休日 約 () 時間
9. 事前に伝えておきたいことや、ご質問がありましたらご記入ください。	

②希望する動物について

動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()
年齢	() 歳くらい ・ 指定なし
性別	オス ・ メス ・ 指定なし
その他 (性格等)	

【職員記入欄】(面談者：)

--

登録申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市動物愛護センター長

（申請者）

団体の所在地 〒

団体の名称

代表者の氏名

横浜市動物愛護センターの譲渡事業における登録団体となるため、要綱第5条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

団体	区 分	譲渡団体 ・ 育成団体
	名 称	
	所在地	〒
	電 話	
代表者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
市内在住の責任者 （譲渡団体で代表者が市外在住の場合）	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
対象動物	犬 ・ ねこ ・ その他 特定の種類に限る場合はその種名（ ）	
一時飼育会員を置く場合、その者の住所、氏名及び電話番号	添付書類のとおり	
※備考		

（注意） 1 代表者（代表者が市外在住の場合には市内在住の責任者）の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

年 月 日

様

横浜市動物愛護センター長

登録通知書

年 月 日に申請のありました団体の登録について、当センターが実施する譲渡事業における登録団体として認められましたので、要綱第5条第4項の規定に基づき通知します。

なお、譲渡動物に係る活動にあたっては、当センターの定める遵守事項等に従ってください。

有効期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

登録事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市動物愛護センター長

(届出者)

団体の所在地 〒

団体の名称

代表者の氏名

次のとおり、登録事項の変更がありましたので、要綱第5条第5項の規定に基づき届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更した登録事項	<input type="checkbox"/> 団体の名称、所在地及び電話番号 <input type="checkbox"/> 代表者又は市内在住責任者の氏名、住所及び電話番号 <input type="checkbox"/> 対象動物 <input type="checkbox"/> 一時飼育会員の住所、氏名及び電話番号 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	変更後
※備考		

(注意) 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 ※印欄には記入しないでください。

(報告先)

横浜市動物愛護センター長

(報告者)

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(市内在住責任者の氏名)

譲渡動物一時飼育報告書(年度)

次のとおり、譲渡を受けた一時飼育中の動物について報告します(3月31日現在)。

センターからの 受入れ日	個体番号	動物	種類	一時飼育会員		備考
				氏名	住所	

* 以前に報告した動物で、当該年度末時点で引き続き一時飼育中のものについても、再度記入してください。

登録廃止届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市動物愛護センター長

(届出者)

団体の所在地 〒

団体の名称

代表者の氏名

横浜市動物愛護センターの譲渡事業における譲渡団体又は育成団体の登録を廃止するため、要綱第5条第10項の規定に基づき届け出ます。

団体	名 称	
	所在地	〒
	電 話	
代表者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
登録廃止年月日	年 月 日	
登録廃止理由		
※備考		

※印欄には記入しないでください。

登録更新申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市動物愛護センター長

（申請者）

団体の所在地 〒

団体の名称

代表者の氏名

横浜市動物愛護センターの譲渡事業における譲渡団体又は育成団体の登録を更新するため、要綱第5条第11項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

団体	区 分	譲渡団体 ・ 育成団体
	名 称	
	所在地	〒
	電 話	
代表者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
市内在住の責任者 （譲渡団体で代表者が市外在住の場合）	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
対象動物	犬 ・ ねこ ・ その他 特定の種類に限る場合はその種名（ ）	
一時飼育会員を置く場合、その者の住所、氏名及び電話番号	添付書類のとおり	
※備考		

（注意） 1 代表者（代表者が市外在住の場合には市内在住の責任者）の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

譲渡動物説明カード (犬)

個体番号:

種類				毛色	
性別	オス ・ メス		年齢 (推定)	歳	
出自	飼い主不明の犬 ・ 飼えなくなった犬				
不妊去勢手術	未 ・ 済 (年 月 ・ 不明)				
マイクロチップ	未 ・ 済		No.		
体重	kg				
簡易検査等	フィラリア: (予防薬投与)				
	糞便検査: (駆虫薬投与)				
治療歴等					
ワクチン	混合ワクチン(名称):				(シール)
	接種日 ① 年 月 日 ② 年 月 日				
	狂犬病ワクチン: 接種日 年 月 日				
性格	活発 ・ おとなしい ・ 怖がり ・ 人見知り ・ 犬見知り ・ 自立 ・ 甘え				
	その他				
トイレ	○ ・ △ ・ × ()				
しつけ	すわれ ・ まで ・ お手 ・ ふせ ・ その他()				
散歩時の様子					
シャンプー	○ △ ×	爪切り	○ △ ×	その他	
職員のコメント					
説明日	年 月 日	説明者	横浜市動物愛護センター		

私は横浜市動物愛護センターから譲渡希望動物の特性及び状態に関する説明を受け、全ての項目について了承したうえで譲渡を受けることを確認します。

年 月 日

氏名 _____

譲渡動物説明カード (猫)

個体番号:

種類			毛色	
性別	オス ・ メス		年齢 (推定)	歳
出自	飼い主不明の猫 ・ 飼い主がいた猫			
不妊去勢	未 ・ 済 (年 月 ・ 不明)			
マイクロチップ	未 ・ 済		No.	
体重	kg			
簡易検査等	猫白血病 (Felv):		猫免疫不全ウイルス感染症 (FIV):	
	糞便検査:		(駆虫薬投与)	
治療歴等				
ワクチン	ワクチン名			(シール)
	接種日① 年 月 日 ② 年 月 日			
性格	活発 ・ 甘え ・ おとなしい ・ 怖がり			
	その他			
トイレ トレーニング	○ ・ △ ・ ×		爪切り	○ ・ △ ・ ×
職員のコメント				
説明日	年 月 日	説明者	横浜市動物愛護センター	

私は横浜市動物愛護センターから譲渡希望動物の特性及び状態に関する説明を受け、
全ての項目について了承したうえで譲渡を受けることを確認します。

年 月 日

氏名 _____

譲渡等報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市動物愛護センター長

（報告者）

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

（市内在住の責任者の氏名）

横浜市動物愛護センターから譲渡を受けた動物について、次のとおり

- 新しい飼い主に譲渡したので
- 死亡したので
- 不妊去勢手術等を実施したので

報告します。

動物	個体番号			
	センターからの 受入れ年月日	年 月 日		
	種類		性別	おす ・ めす
	年齢		毛色	
	その他の特徴			
<input type="checkbox"/> 不妊去勢手術	実施年月日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> マイクロチップ装着	実施年月日	年 月 日	No.	
犬の登録	鑑札番号	年度 市町村名 番号		
<input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射	実施年月日	年 月 日		
	済票番号	年度 市町村名 番号		

(裏)

<input type="checkbox"/> 新しい飼い主に譲渡	譲渡年月日	年 月 日		
	住所	〒		
	(ふりがな) 飼い主氏名		動物の名称	
	電話番号			
<input type="checkbox"/> 死亡	死亡年月日	年 月 日	原因	
	動物病院名 (受診した場合)			
動物の写真等				
※備考				

- (注意) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 ※印欄には記入しないでください。